

互助会のしくみ



1 設立の趣旨

- 地方公務員法第42条に規定する「その他の厚生制度」を実施する県的連合団体として設立しました。

設 立 … 昭和61年4月1日「長野県町村職員互助会」 名称変更 … 平成15年3月4日「長野県市町村職員互助会」(市町村合併に対応)
--

- 厳しい市町村財政の中で、市町村職員のスケールメリットを生かし、職員の相互共済及び福祉増進のための福利厚生施策を充実し、より効率的に推進するための団体です。
- 市町村から委託を受けた事業の効率的な運営管理と、職員の厚生制度の充実を図ることで、公務能率の一層の向上と住民に対する行政サービスの維持・向上に資することを目的としています。

2 組織の現状

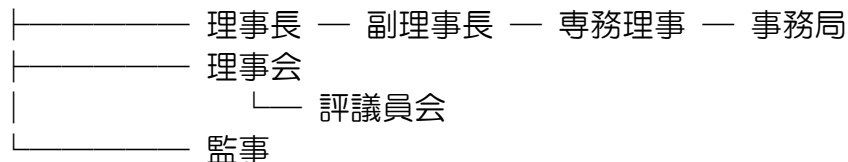
長野県内の市町村、一部事務組合、広域連合及び市町村の関係団体(以下「市町村等」という。)並びに当該市町村等に勤務する職員で組織しています。

【令和5年4月1日現在】

市町村…56団体 6,762会員 一部事務組合・広域連合・関係団体…76団体 4,007会員	} 計 132団体 10,769会員
---	--------------------

3 組 織 図

長野県市町村職員互助会



会 員

1 資格の取得

- 市町村等の職員となった日から会員の資格を取得します。

2 資格の喪失

- 死亡したとき及び、市町村等の職員の身分を失ったときに会員の資格を喪失します。

3 負担と給付

- 毎月給料月額**2.8**／**1,000**の額を掛金として負担していただきます。
(ほかに市町村等から、給料総額の2.3／1,000の負担金を負担していただいております。)
- 第3章に記載する支援事業(給付)が受けられます。
- 「会員証」が交付されますので、氏名を記入のうえ責任をもって保管し、福利厚生施設の利用の際に活用してください。